

第二十六回国会
衆議院

外務委員会議録 第十号

昭和三十三年三月十三日(水曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 野田 武夫君
理事 須藤彌吉郎君 理事 森下 國雄君
理事 山本 利壽君 理事 松本 七郎君
愛知 一君 伊東 隆治君
植原悦二郎君 並木 芳雄君
前尾繁三郎君 町村 金五君
大西 正道君 岡 良一君
田中織之進君 田中 稔男君
戸叶 里子君 西尾 末廣君
森島 守人君 八百板 正君
岡田 春夫君

出席政府委員

外務政務次官 井上 清一君
外務事務官 (大臣官房長) 木村四郎七君
外務参事官 法眼 晋作君
外務事務官 (条約局長) 高橋 通敏君
外務事務官 (情報文化局長) 田中 三男君
委員外の出席者 外務省顧問 澤田 廉三君
専門員 佐藤 敏人君

三月十三日

委員福田昌子君及び川上實一君辞任につき、その補欠として、岡良一君及び岡田春夫君が議長の名で委員に選任された。

三月八日

原水爆禁止及び被災者援護に関する請願(池田清志君紹介)(第二〇〇九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六三号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めるの件(条約第一号)

野田委員長 これより会議を開きます。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めるの件を議題といたします。

本件につきましては別に質疑もないようでありますので、これにて本件に関する質疑を終了することにいたします。

なお本件については討論の通告がないようでありますから直ちに採決いたします。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めるの件を承認すべきものと議決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

野田委員長 御異議なしと認めます。よって本件は承認することに決しました。

ました。

なお本件に関する報告書の作成は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

野田委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

〔速記中止〕

野田委員長 それでは速記を始めて下さい。

野田委員長 次に国際情勢等に関する件について質疑を許します。須藤彌吉郎君。

須藤委員 日ソ漁業交渉の最近の情勢が非常に不明確でございますので、ちようど専門的な政府委員もおられることとありますから御説明をお願いしたいと思います。私の承わりたいことは、どういふ点でさきまからきまらないか、どういふ点でさきまからきまらないか、後一体どういふ経過になっておるか、それからもう一つ重要なことは、出漁期がだんだん近づいて参りまして、それとの間にはもう幾らもなくなつておる。そうするとだんだん日本側に対しては不利な情勢になっておるのです。が、そういうことに対してどういふ手はずをとつておられますか、それを承わりたい。

法眼政府委員 日ソ漁業交渉は現在までのところ本会議を十二回やつております。本日も午後三時から開会されるわけでございます。過去におきましては、本会議で一定の問題を小委員会にまかせまして、小委員会ではこれを審議してその結果を本会議に報告するということがあつたわけであります。ところが小委員会におきましては双方の主張がなかなか学問的に一致してない点が多いものでありますから、結局本委員会におきましては昨日双方の小委員会における報告をそのまゝ採択するということになりました。それで続行して、主として問題は総漁獲量の問題を審議したのでございますけれども、意見が合いませんで、それはしばらくおいておいて、自余の議事日程に入ることと本日自余の問題を審議することになっております。これはなかなか双方の主張が科学的であるという立場から意見が一致しない。これは今後とも意見の一致の打開をはかるために双方努力しておるわけでございますけれども、今までのところは解決の曙光がなかなか発見しにくいというのが事実でございます。しかしその後努力しておりますから、先の見通しをここでつきり申し上げる段取りにはなつてない、そういう情勢でございます。

須藤委員 もし最悪の場合これが小委員会等の議がまともならずして漁期が参つたときにはどういふ手はずがあるのですか。実際の扱い方をお示し願ひたい。

法眼政府委員 実は最悪の事態を予測することはむしろ大事でありますけれども、現在ではそういう事態を避けるためにできるだけ双方努力して、何とか一致点を見出そうということで努力しておるわけであります。従いまし御質問の趣旨はよくわかるのでございませうけれども、今ここで最悪の事態になればこうするということではなく、最悪の事態を避けるために努力を続けようということ、実は公開の討論では御了承をお願いいたしまして、しかし政府はむしろあらゆる場合を考えなければならぬことは申すまでもありませんので、これは十分考へていきたい。しかしそういう事態にならないように何とか打開したいというのがわれわれ委員の念願でありますし、これは双方努力しておるわけであります。

須藤委員 重要な問題でございますから、いろいろ双方において考慮を尽されておることは、もちろん想像にかたくないのであります。これは国家の大問題として考えますと、今回の新しい調印ができなかつた場合には、去年の取りきめをそのまま続行するというような、これは条文にはございませうが、そういうようなことについて委員の間に意見の交換があつたことがございませうか。それとも、そういうような心組みが双方に存在しておるのございませうか。それをお伺ひいたしたい。

法眼政府委員 これはいわけゆる双方の了解というのに関する解釈が双方違つておるまして、われわれの方ではいわけゆる了解なるものが、当時における先方の漁獲計画を基礎にしている

るためにできるだけ双方努力して、何とか一致点を見出そうということで努力しておるわけであります。従いまし御質問の趣旨はよくわかるのでございませうけれども、今ここで最悪の事態になればこうするということではなく、最悪の事態を避けるために努力を続けようということ、実は公開の討論では御了承をお願いいたしまして、しかし政府はむしろあらゆる場合を考えなければならぬことは申すまでもありませんので、これは十分考へていきたい。しかしそういう事態にならないように何とか打開したいというのがわれわれ委員の念願でありますし、これは双方努力しておるわけであります。

須藤委員 重要な問題でございますから、いろいろ双方において考慮を尽されておることは、もちろん想像にかたくないのであります。これは国家の大問題として考えますと、今回の新しい調印ができなかつた場合には、去年の取りきめをそのまま続行するというような、これは条文にはございませうが、そういうようなことについて委員の間に意見の交換があつたことがございませうか。それとも、そういうような心組みが双方に存在しておるのございませうか。それをお伺ひいたしたい。

法眼政府委員 これはいわけゆる双方の了解というのに関する解釈が双方違つておるまして、われわれの方ではいわけゆる了解なるものが、当時における先方の漁獲計画を基礎にしている

るためにできるだけ双方努力して、何とか一致点を見出そうということで努力しておるわけであります。従いまし御質問の趣旨はよくわかるのでございませうけれども、今ここで最悪の事態になればこうするということではなく、最悪の事態を避けるために努力を続けようということ、実は公開の討論では御了承をお願いいたしまして、しかし政府はむしろあらゆる場合を考えなければならぬことは申すまでもありませんので、これは十分考へていきたい。しかしそういう事態にならないように何とか打開したいというのがわれわれ委員の念願でありますし、これは双方努力しておるわけであります。

須藤委員 重要な問題でございますから、いろいろ双方において考慮を尽されておることは、もちろん想像にかたくないのであります。これは国家の大問題として考えますと、今回の新しい調印ができなかつた場合には、去年の取りきめをそのまま続行するというような、これは条文にはございませうが、そういうようなことについて委員の間に意見の交換があつたことがございませうか。それとも、そういうような心組みが双方に存在しておるのございませうか。それをお伺ひいたしたい。

法眼政府委員 これはいわけゆる双方の了解というのに関する解釈が双方違つておるまして、われわれの方ではいわけゆる了解なるものが、当時における先方の漁獲計画を基礎にしている

るためにできるだけ双方努力して、何とか一致点を見出そうということで努力しておるわけであります。従いまし御質問の趣旨はよくわかるのでございませうけれども、今ここで最悪の事態になればこうするということではなく、最悪の事態を避けるために努力を続けようということ、実は公開の討論では御了承をお願いいたしまして、しかし政府はむしろあらゆる場合を考えなければならぬことは申すまでもありませんので、これは十分考へていきたい。しかしそういう事態にならないように何とか打開したいというのがわれわれ委員の念願でありますし、これは双方努力しておるわけであります。

須藤委員 重要な問題でございますから、いろいろ双方において考慮を尽されておることは、もちろん想像にかたくないのであります。これは国家の大問題として考えますと、今回の新しい調印ができなかつた場合には、去年の取りきめをそのまま続行するというような、これは条文にはございませうが、そういうようなことについて委員の間に意見の交換があつたことがございませうか。それとも、そういうような心組みが双方に存在しておるのございませうか。それをお伺ひいたしたい。

わけでありまして、先方の漁獲量が增加すれば当然なるものと考へてゐるのであります。従いましてその事情を考慮に入れないと今後動き得る取りきめにはならないという立場から、事實上先方は昨年の漁獲計画量の倍以上とつておるといふことは事実でございますので、そういう観点から両方とも納得する總量をきめようじゃないかというところで議論が進められておるわけでございますけれども、先方はまた異なった解釈を持っておるといふ現状で、そういう解釈をどうつじつまを合せるかということが大きい問題であります。現在のところは双方ともおのおの主張を堅持しておるといふ現状でございます。

○須藤委員 私の問題は終りました。

○野田委員長 山本利壽君。

○山本(利)委員 それでは今の須藤委員の御質問に関連して続いてお尋ねいたしますが、大体北洋漁業の問題は、ソ連側においても漁獲する団体とかあるいはその装備とか、そういうふうなもの、日本側に対抗するほどできておるのでございますか。それを尋ねるのは、もともとサケとかマスとかいうものの漁獲については、これをとり尽しては困るということが表面上も非常に言われていることで、そのことについては日本側も十分協力しなければならぬと思ふのだけれども、実際はそうではないに、日本にはよけいにとらせないで向うでよけいとりたいというのが向うの業者の実情であるか、日本の方はそういう方面がどんなに拡大強化されていくかはおつておいたら日本がみなとる、向うは必ずしもそれはどとるのではないというよう

な実情か、そこらのことをお伺いしたいと思ひます。

○法眼政府委員 第一に漁獲の方法でございますが、漁獲のやり方は日ソ双方根本的に違つておるわけでございます。日本側の方は沖で網を流してとるわけでございますが、先方は陸上近く網を張つて待つておるわけでありまして、従いまして漁獲の根本的なやり方が全然違つておるわけでありまして、現在のところは先方は、自分の方は公海ではとるつもりはない、こう申しておるわけでございます。従いましてそういう状況で違つておるわけですが、元來資源というものの見方には、日ソ双方とも魚の總量は、一体長きにわたつて双方とも魚を十分とれるためにはどこに目安を置けばいいかということが根本問題であります。その根本問題につきましてもわれわれの方では過去何十年かの統計的資料をあげまして、そういう実績をとつても実は魚は減つておらぬということ、先方はこれまで別の考えからこれを議論しておるわけでございます。そして、そこで幾ばくの資源をとれば今後とも同じ魚がとれるかということについては意見が非常に違つておるわけでありまして、そこでその問題が解決いたしませんので議論が彼此上下されるわけでありまして、それにつきましては今後とも魚を保存するということとはむしろ大事でございますので、双方とも共同で調査をしようということはお互いに必要を認めておるわけでございます。そして、両方とも学問的に確定し得ない問題が多いのですから、そこで一つそういう共同的研究をしてだんだんやつていってきましていく性質のものだ、今年終として本年はこうなればなら

ぬということ、双方とも独断は避けなければならぬという状況であります。そういう問題をめぐつて実は議論が上下されておるわけでありまして。

○山本(利)委員 先年米国とカナダと日本とで漁業協定を結んだわけでありまして、百七十五度の線を引いて、それであれから向う五十年間にわたつてやはり今のようない問題について資源の調査をするということでありました。が、それ以後今日までの調査の結果がわかつておれば、大体でもけっこうですからお聞きしたい。

○法眼政府委員 日米加のやり方について実は私は詳細承知いたしませんので、これは他の機会にほかの方から説明をお願いしたいと思つておるわけですが、けれども、今日米加の方も実は東京で委員会が開かれておまして、御質問のような問題が審議されているのだらうと思ひます。

○山本(利)委員 それでは今度の日ソ漁業問題に関する会議が開かれるにいつて、沿岸漁業の問題が非常にやかましくなつて、その問題が取り扱われるのかどうか、取り扱つてもいいかというところを外務大臣に向つてここで質問があつて、それは今度の会議の範囲内ではないけれども、その点については十分努力をするというふうなお答えがあつた。ところがその後現地からも、先般ここへ参考人が見えて、そうしていかに歯舞、色丹あるいは南千島から引き揚げてきた漁民たちが困つておるか、沿岸漁業の問題について善処をお願いしたいということが、るる説明があつて、われわれも非常にこの点については心を打たれた次第でございます。その後また引き続き私どものところへ、

毎日のように根室の方面のいろいろな組合あたりから電報がきておるわけでございますが、この点について今度の会議の議題には上さないとしても、すでに両国は大使を交換しておるのであるから、それぞれの大使館を通じてでも、この問題については早く私は協議が遂げられなければならぬと思ふ。ことに歯舞、色丹は将来平和条約が結ばれたら返すといふことになっているところである。で、そこら方面のコンプというふうなものはこれは沖ではとれない、沿岸に行かなければとれない。しかもソ連側においてはコンプ等は要らない。とらない。いろいろな点からいって、日本側からこれをよく説明し、了解を求めたならば、私は大した不可能な問題ではないと思ふ。今、日ソ間は親善度を加えようとしてゐるときであり、ソ連の側においても日本の国民が喜ぶようなことを、自分の方の損失がない範囲においては、これは喜んでやってくれるべきものであると思ふのが私は常識であると思ふのですが、この点について外務当局は現在どういう努力をしておられるのか、また今後どうしようとしておられるのか、御説明を承わりたいと思ひます。

○法眼政府委員 御質問の点につきましては、この前当委員会におきまして外務大臣から御説明があつた通りわれわれも考へてゐるのであります。その外務大臣の答弁の趣旨に従ひまして、事務当局はいろいろ準備をいたしております。ただ今回の委員会におきましては直接の議題でございませぬ、議題外であります。そこでこれは適当な機会に懇談をしたいという実は希望を持っておる次第でございます。今後

どうするかということにつきましては、これはむろん門脇大使が着任早々でありますけれども、これは大使のいろいろなプログラムのうちに入つていふことは申すまでもないのでございまして、沿岸漁民のいろいろな御希望についてわれわれもしつちゅう陳情を受けておりますし、その実情は十分承知いたしております。十分その点はわが方の希望を達成するために遺憾なきを期したいと思ひますけれども、何分にも御承知のように、先方は平和条約ができれば返すと言つてゐるのであります。現在先方が占領いたしてゐるという状況でありますので、いろいろな問題があると思ひます。しかしこれはできるだけのことをしなければならぬといふことをわれわれは感じてゐる次第でございます。

○山本(利)委員 少し当局を追い詰めるような氣はいたしませんけれども、今のお言葉ではまだやつてゐるというお答えにはならぬと思ふのです。沿岸漁業なんか私自身が直接強い陳情を受けたのも昨年の秋、現地を見に行つて、そして各地の組合の人たちのあるいは漁民たちが集まつて、その非常な困窮の状況を説明もされ、実際にも見てきたのです。それですぐに外務省にもお願いをしたのです。これは今の漁業の会議が直接議題として扱われないといふことがわかつておるとすれば、その他でもやればやるわけですが、外務省にも相当たくさんの方がいらつしやるわけであり、先方もまた相手をかえてそのことはやれると思ふのですが、少し手ぬるいように私感じるのですが、どんなものですか。一生懸命にやつておつてできないというならば、私は了

承でできると思う。これは非常な問題で、こつちも一生懸命でやっておりますけれども、これこれの理由でなかなか向うも強硬で話がかんないのだというならわかる。ことにわれわれと与党としては十分支援していかねばならぬ。まじりきりでも、どうもさっぱりまだその沿岸漁業の問題については何もタッチしておられないような気分がするので、そういうところからこの間の現地からの参考人もずいぶん、幾ら陳情しても外務省の方は取り合っていないのだ、一体どうしたらよいのだろうか。かという意味の発言が非常にあって、今までわれわれが外務当局は努力されておるのだということを言うのと全然反対なことを向うは言っていて、これでは私は、日本の政治が日本国民に浸透していかないと、いふに憂えるものでありますけれども、それに対してどうお考えになるか、もう一言御答弁を願いたいと思います。

○法眼政府委員 今、日ソ間の漁業委員会の交渉は実はいろいろな難問題をかかえておまして、それを百方やっておるわけでありまして、われわれの計画としてはそれが済んでから言うことがより適当ではなからうかという考え方でおるわけでありまして、大体日ソ間の漁業交渉は、ある意味から言えればこちらが要求することが非常に多いわけでありまして、だからこれは話が済んだあとで取り上げる方が、実は議題の問題でもない関係から、より適当じゃなからうかと考えておるわけでありまして、山本先生のお話につきましては、昨年お話しになった当時から伺ったことを十分私は覚えておるのであります、そういう立場から決して

これは無にしておるわけではありませんが、一応順序を立ててもらいたい、こう考えておる実情でございまして。門脇大使もそれを十分努力して話をしておりますので、この八日に着任されたわけでございまして、順序から申せば、信任状を奉呈して、しかる後にいろいろの問題をお話しするという段取りにならうかと思ひます。さような意味で御了承を願いたいと思ひます。

○野田委員長 戸叶里子君。

○戸叶委員 関連して伺いたいと思ひますが、これも漁業委員会の直接の問題でなくて、そのあとの問題になるかと思ひますが、秋田と青森と山形、その地方に遠海漁業とか森林をやっておる人がたくさんいて、それらの方たちが労働組合を作つて、北洋出かせぎ組合というふうなものを作つていらしいるのですが、そういう方たちが今日労働力が余つて非常に困つていらるのです。ちょうど西ドイツの方にこの間たくさん炭鉱の方が行われたように、ソ連の方にも行つて、そして漁業、森林の手伝いなどが非常にいいというふうな希望を持っておられるわけでありまして、先ごろチフヴィンスキー氏がそちらの方を視察に行つたときにも、十萬くらい労働力がほしいというふうなことをおっしゃつたそうでありまして、そういうふうな関係もありまして、何らかの機会にそうした人たちの希望が達せられるようなことを講じてあげられたらどうかと思ひます。が、これに対してどうお考えになるでしょうか。

○戸叶委員 研究することは大へんけっこうなことですけれども、研究するといふだけでなく、お考えを伺いたいと思ひます。それに賛成をしていられしやるか、あるいは反対か、あるいは漁業委員会のあとで側面的にそういうお話をしてみるとか、あるいは、根本的な考えだけ伺ひませんか、研究だけでは心細いと思ひます。

○井上(清)政府委員 実はそういうお話を聞いております。これは一部の人々が何かそういうことの目的のために運動資金を集めてやろうじゃないかというふうなことをやつてゐるというお話は聞いたのでございまして、私どもでもこの間からそういうお話があるがどうだろうかというところで検討は加へております。どうもソ連のいろいろな労働条件その他が不明確な点もございまして、また何分従来そうしたことを國としてあつせんをしたような事例も、西ドイツに炭鉱労働者を送つた例が一つあるだけでございまして、きつめて慎重に考えなければならぬ問題だ、かように思つておるわけでありまして、よくと研究したいと思ひます。

○野田委員長 松本七郎君。

○松本(七)委員 先ほどから、重要な日ソの問題は門脇大使着任後にやりたいというふうな御意向じゃないかとかうかがえるような節があるのですけれども、たとへばこの前か問題になつてゐるはつきりした文化協定などは、いづれ門脇さんが行かれて、それからだんだん話が始まるのだらうと思ひますけれども、ソ連側ではしきりにいろいろなパレエとかヴァイオリンとか、音楽家、舞踊家、いろいろなものを日本によこそうという準備は進めて

いるわけですね。ところが聞くところによると、文化省の次官ですか、ステパーノフ、この人がそういう日ソ間の文化交流を促進する役を負つて、さしあたり日本に来て、そういう問題を一切話し合おうという趣旨で来ようとしておる。ところが査証が何かなかなか日本側からおりないで困つてゐるという話を聞くのですが、それはその後どうなつてゐるのでしょうか。

○法眼政府委員 査証の問題は日ソ間の国交が再開されたわけでもございまして、から、これを不当に押えるという理由は何らないのでございまして。ただ査証を出すためには、形式を整えておるのの先に申請して、形式が整つておるということではなければ、実は手続上工合が悪いので、お話のような点は、もしおくれるとすればそういうふうなことに関係があるのではなからうかと思ひます。そこで一定の査証の規定がございまして、その規定の範囲内であれば、特にソ連だからおくらすということとは全然ないわけでもございまして。

○松本(七)委員 ステパーノフには何かそういう形式的な不備があつたのですか。非常におくれているらしいのですが。

○法眼政府委員 実は私今お話の問題はちよつと記憶いたしませんので、さつそく調べますけれども、しかし特別におくらす理由はないものであるということとは間違いないわけでもございまして。

○松本(七)委員 これはだいぶ前ですが、非常におくれているというので、私は大野次官にもこのことを申し上げて、それは別に返事が大野次官から来ました。大した支障はないはずだからという返事があつたのですが、いまだ

にどうも出ないらしいので、さつそく一つ調べていただきたい。

それからもう一つはこういう機会があつたら伺ひたいと思つたのですけれども、これは田中局長の方の關係になるかどうかは知りませんが、日印の文化協定を今審査中でございまして、インドは最近非常にいい映画を作つておるのだそうです。日本にはインド映画を入れるのは非常に困難だという話も聞くのでございまして、日本人で外国でインドの映画を見て、たとえば「二反歩の土地」とかあるいは「放浪者」というような非常にすばらしい映画で、ぜひ日本にも入れたらどうかということ世間でも言つておるのですが、インドの映画を入れるに何か特に困難な事情があるのでしょうか。

○田中(三)政府委員 映画の輸入につきましては、一般に大蔵省で外貨の割当が行われておるわけでもございまして、それ以外には何らの制限を加へておりません。従つて日本のそういう輸入権を持つておる業者がそれを輸入しようということになれば可能はずでございまして、われわれとしては何ら手を加えておりません。

○松本(七)委員 何か日ソの国交回復を契機にしてソビエト映画でも世間では入りたい気持はあるけれども、実績主義という過去の実績にこだわられるものだから、ワク内でソ連映画をふやすといふことはなかなかむずかしいやうなのですが、外務省としては何かそういうことに特別に力添えを願うといふやうなことはできないものですか。

○田中(三)政府委員 実はソ連の問題は、最近日本に映画を輸入したいという希望はわれわれの方にも来ておるわ

けですが、その他のヨーロッパ諸国からのもっと自国の映画を日本に輸入してもらいたいという陳情は従来もたびたびあるわけでございます。そこでそういう際には一応その旨を大蔵省の方には通じてあるのでございますが、今申しましたような関係でどの国から何本輸入するというふうな特定の割当の基準がございせんので、今のところドル地域と非ドル地域とに分けて外貨の割当が輸入業者に与えられておる、その割当を持っておる業者が自分の判断で適当と思うものを売買契約で輸入しておるわけでございますので、一応そういう取次はいたしておりますが、それ以上のことは、従来もわれわれあつせんいたしたけれども、効果は出ておらないのでございます。そういう実情でございます。

○松本(七)委員 それから逆に日本が、外国に日本を紹介する意味で外務省としては映画活動を活発にやるといふ計画があるように聞いたのですが、これは大へんけつこうなことだと思ふのです。在外公館に送る映画については十分研究しなければならぬと思ひますけれども、やり方はいろいろあると思ふのです。一応一本ぐらい試作して、それを送ってその反響を見てからやるとか、あるいはできるだけたくさん作って送って積極的に活動してやるという、予算の関係その他でなかなかむずかしい問題もあるのでしょうか、どういふ方針をとられるおつもりですか。私もがほかの国の映画活動から考えると、一本試作してもそれが当るといふことはなかなか少いので、できればたくさん記録映画でも何でも作って、どんどん在外公館に送

る、そうすると映画が来ることによつて日本の在外公館は活動が活発化するのですから、そうやって活動を開始しておるうちに、だんだんいい映画もできるようなになるし、日本も紹介されるということになって、私はその方が得策だと思ふのですが、そういう基本的な方針もきまつておるのでしょうか。

○田中(三)政府委員 私も今おっしゃるような方針によるのが一番いいと思うのでございますが、何さま予算の制限がございしますので、たとえば今御審議を願つております予算の中で、われわれが一応もうこうになつております映画関係の費用は、一千五百万円でございます。できるならばこの一千五百万円を製作費に充てたい。その半額は移住関係の映画に充てまして、これは国内啓発に使うわけであります。従つて残りの七百万円を対外的啓発用の映画に充てたいと思つて、わずかに二本しか作れないわけでございます。こういう実情ではどうして今お話のような御趣旨には達しませんので、他に報償費から同額くらいをいただきまして、そして百五、六十本のものを他の団体、いろいろな国内の経済団体あるいは会社等で作つておきますし、文部省もそうでございまして、そういう他の役所とか民間で作つておきます映画の中で、優秀なものを買い上げると同時に、できるならば寄贈も受けるということによつて、年間十種類くらいのものは在外公館に送る、もちろんコピーをとつて送るわけでございますが、そういう計画を立てておるわけでございます。年間においてもまだ足りないものでございますけれども、月に一本平均くらいずつの新しい映画が、

日本の紹介のための映画が出ていけば、まあまあ、不十分ではあるけれども、一応の目的を達するのじゃないかということ、そういう計画を進めておるわけでございます。

○岡田委員 今映画のお話が出たので、二、三関連して伺いたいのですが、きょうは経済局長が見えてないのでちよつと残念だけれども、これは政務次官から伺います。

これは映画関係のみならず、この為替関係を見ると、大体ドル・ブロックとカスターリング・ブロックといふか、いわゆるポンド・ブロックといふか、いふわけ方をしているのですが、従来映画の問題でも、今問題になつたように、ソビエトの映画が入らない。ソビエトはドル・ブロックに入つておるわけですが、そういう意味で、ドルの上でアメリカとソビエトは平和共存しているわけなんだろうけれども、実際にはソビエトの映画が入らないというふうな実情になるわけなんです。ところが日ソ交渉はこういうふうな妥結され、チェコの国交回復はでき、ポーランドとも国交が回復するということになると、為替管理上からいっても、いわゆる社会主義国家といふか、そういう陣営の何らかの為替関係の新しい取りきめというか、新しい構想というか、そういうものが私は必要になつてきているのじゃないか。

(委員長退席、須磨委員長代理着席)

そうでなければ、そういう国々との貿易を進展させるという面でも、いろいろな点で障害になつてくるのじゃないか。ドル・ブロックの中に入つていくことによって、むしろ日本が意図し

ないにもかかわらず、ドルの力によつて、その貿易というものがやれないというふうな場合が出てきているのじゃないか。こういう点からいって、いわゆる対社会主義陣営との交流、貿易交流、経済交流、こういう関係に対する為替管理上の問題について、外務省としてはどういふ点をお考えになつておるか、現在のところ研究をされておるか、あるいはまだ御研究になつておらないのか、あるいは大蔵省と話をされておるならば、そういう点について承つておきたいと思ひます。

○井上(清)政府委員 岡田委員から、大へん専門的な御質問を承つたので、私のお答えがどうも的を射てないかもしれないが、その点はあしからず御了承願ひたいと思ひます。

現在の外貨のいろいろな割当が、文化の交流の上において、また交易の上において、いろいろな支障を来してしまつて、いろいろの点があるのじゃないかという御趣旨であつたと私は思ふのであります。現在これは映画のみならず、いろいろな問題について、ドル地域、グローバル地域と申しますか、これと非ドル地域の中に分けてやつておる。ドル地域の媒体といたしており、また文化交流の媒体といたしており、また文化に、いろいろな支障があるのじゃないか、こういうふうなことでございまして、特に現在までの状態をいろいろ見ておきますと、アメリカのドルがアメリカの通貨である関係から、アメリカの力がそうした交易なりいろいろな点に非常に力強く及んで、そのためにいろいろな障害があるというふうな事実、私も今のところ認めておるまい。しかしこういう問題については今

後十分検討しまして、いろいろな問題に支障のないようにわれわれは検討を加えなければならぬと思ひますし、今後のわが国の為替政策の問題としては大蔵省ともよく連絡をとつて、十分一検討しなければならぬ大きな問題と私は考へております。

○岡田委員 今、支障がないというお話でしたけれども、実はこの問題はチェコ及びポーランドとの国交回復の条約が出たときに少し伺おうと思つていたので、ですから、少し御研究願ひたいと思ひますが、映画の面でも、事実上ドル・ブロックに入つていくことによって、非常に支障が出ておるわけなんです。というのは、日本の映画の輸入業者はほとんどアメリカの輸入業者が独占している。アメリカの業者が日本におつて、輸入権を握つておるわけなんです。それによつてアメリカの映画を独占的に入れておるわけなんです。従つてそのドルで、これだけのドルの割当の中でどれを買つてもいいわけですから、アメリカの業者はアメリカのフィルムをどんどん入れて、そのドルを全部使い果してしまつて、そのドルを輸入業者が日本ドルの総額の中で占めておる地位というものは、圧倒的に大きいわけなんです。そうならば、日本の輸入業者が入れようとしても、ソビエトのフィルムを入れられない、こういう問題が出てくるわけなんです。こういう点からして、ドルの支障という問題が実は出てきているわけなんです。これは今ここで先に問題を提起しておきますから、チェコとポーランドのときに私伺うつもりでおつたので、そのときに御答弁願ひたい。

それからもう一つは、先ほどの松本君の御質問に関連しますが、私どもが聞いたのですが、例の問題の旅券法十五条に基く閣議の決定事項がある。この決定事項はわれわれはもちろん反対ですけれども、この閣議決定事項は、日ソの国交が回復した後においては、ソビエトに対しては閣議の決定事項を適用しないことに決定したというように、私は了解しておるのですが、この点はいかがなっておりますか。これは非常に重要な点なので、ぜひ政務次官からはっきりした御答弁を伺っておきたいと思ひます。

○井上(清)政府委員 ソ連関係の旅券の取扱ひの問題でございますが、現在は、国交回復した今日におきましては、他の国と同様の取扱ひになっております。

○岡田委員 それでは、この点重要ですから、これで最後にしておきますが、閣議の決定事項というものは、対ソ連並びにチェコ、ポーランドももう国交が回復するわけですから、この国交が回復して、批准になりました後に、それ以外の社会主義諸国に対しては適用しても、この三國に対しては適用しないということも、もう一度確認しておきたい。

○井上(清)政府委員 今お話のありました通りでございます。

○須磨委員長代理 次に、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に關しまして別紙の通知がないようでありますので、これにて本案に關する質疑は終了することといたします。

たします。

なお本案については討論の通告がございせんので、直ちに採決いたします。

○須磨委員長代理 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたします。

○須磨委員長代理 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○須磨委員長代理 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○須磨委員長代理 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○須磨委員長代理 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○須磨委員長代理 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○須磨委員長代理 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○須磨委員長代理 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○須磨委員長代理 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○須磨委員長代理 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○須磨委員長代理 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○須磨委員長代理 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○須磨委員長代理 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○須磨委員長代理 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○須磨委員長代理 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○須磨委員長代理 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○須磨委員長代理 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○須磨委員長代理 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

御承知のように、原水爆の実験禁止の国民の輿望は非常に高いのでありまして、国会におきましても、その禁止の決議をいたしております。国連のヒノキ舞合におきましても、必ずわが代表はこの国民の禁止の輿望にこたえて何らかの結論を得てくれるものであると期待をいたしておたのであります。その成果としてはほとんど見るべきものがございせん。特に国民の輿望は即時禁止であります。そのために現地のクリスマス島にすわり込み船団を送るというやうな悲壯な状況も今起りつつあるのであります。国連におけるわが国の代表は、むしろ登録制にいうやうな提案をされたのでありますけれども、これはどうも日本国民の輿望とはかなりかけ隔たつたものであると思ひます。どういふいきさつがあつてこういう結果になつたか、この点を私どもは明らかにしたい。出先でありますから、おそらく本國からの訓令に従つての御行動であらうと思ひますが、また現地のいろいろな複雑な事情もございまして、そういうやうなところをまずお聞きしたい。岡委員があとで詳しく御質問になりますから、私はごく簡単にその登録制に至るいきさつをお聞きしたいと思ひます。

○澤田説明員 ただいまのお話の点は、もちろん日本代表団において十分心して動いたところでありましたが、即時全面禁止という問題は、従来の國連における経緯からかんがみて、また今回日本代表団が原水爆を持っております。國の代表団に接して見ましたところからいまして、彼らの間でどうしても成立しない。ということは、紙の上で即時全面禁止ということをおそこで決議しても、隠れてやるのを監視するだけの科学の発達がないというのです。つまりその監視、探知の手段が科学的にまだ発達してないから、それは全面禁止するといつても実施できない問題だということです。そこでわれわれはもういつて科学の発達を待っているうちにわれわれの生命、われわれの健康は、常に危険にさらされるといふことになるのではないかと。われわれは科学の発達を待っておるわけにいかない。人類は科学の奴隷ではないといふことを私はあの場でも言つたのであります。科学はわれわれの駆使すべきものである。しかばその駆使すべき科学によつてやり得べきところからやろうじゃないかといふことをあのときにも言つたのであります。それはむしろ訓令に基いてやつたわけでありまして、これはノルウェーの代表、國、カナダの代表団あたりにおいて、即時全面禁止といふことは言うべくしてなかなか決議に達しなかつたから、手をつけ得る方面からいふやうないかといふことを、かねがね先生たちも言つておたのであります。そこでノルウェーとカナダと相談の結果、ああいう決議案を日本の提案として、二國の賛同を得てやつたわけなのであります。しつとしてあの中にも言つておきます通り、われわれの究極の目的は、即時全面撤廃ということにあるのだけれども、諸君がどうしても聞かないから、手をつけ得る方面から、實際的な方面からまず一歩踏み出そうじゃないか。そのためには届出制、登録制といふことではないかといふことと、訓令に基いてあの提案をし

たわけでありまして、

○大西委員 この届出制が果して全面禁止への一つの段階であるかどうか、こういう問題はここで私は触れないでおきます。それはあなたの立場が、そういうことについて私がお尋ねする立場ではないからです。ただ私はいろいろ報道を聞きますと、この原水爆即時禁止の国民の声に対して、本國政府の出先に対する訓令が非常に消極的であつて、むしろ触れないでくれといふやうな意向があつた。そのために出先ではそれらの問題についての非常な御心配御苦勞があつた、こういうことを私は聞いておるのであります。その辺はいかがなものでしょうか。

○澤田説明員 私のもらいました訓令にはそういうことはありません。むしろ禁止に対しては強力に進めるためにあらゆる機会をつかめといふことを私は示されておりました。

○大西委員 せっかくあなたが熱を入れて登録制の主張をなさつたのであります。あなたが一月十六日の演説では、この登録制の問題は総会において審議され採択されるべきであつて、軍縮小委員会というやうなものに回されるべきものではない、こういうやうな主張をなさつたのであります。私は、私は次善の策としては、それは當を得た主張であらうと思つておりますが、結果はさういふようになっておりません。これはどういふいきさつによつたのか、またあなたの御見解をこの際聞いておきたいと思ひます。

○澤田説明員 お話の通り、私の提案は、この問題を軍縮委員会もしくはその分科委員会に委譲すべきものにあらずして、この総会においてきめてもら

たわけでありまして、

たわけでありまして、

○大西委員 この届出制が果して全面禁止への一つの段階であるかどうか、

○大西委員 この届出制が果して全面禁止への一つの段階であるかどうか、

○大西委員 この届出制が果して全面禁止への一つの段階であるかどうか、

○大西委員 この届出制が果して全面禁止への一つの段階であるかどうか、

○大西委員 この届出制が果して全面禁止への一つの段階であるかどうか、

○大西委員 この届出制が果して全面禁止への一つの段階であるかどうか、

○大西委員 この届出制が果して全面禁止への一つの段階であるかどうか、

○大西委員 この届出制が果して全面禁止への一つの段階であるかどうか、

○大西委員 この届出制が果して全面禁止への一つの段階であるかどうか、

○大西委員 この届出制が果して全面禁止への一つの段階であるかどうか、

○大西委員 この届出制が果して全面禁止への一つの段階であるかどうか、

○大西委員 この届出制が果して全面禁止への一つの段階であるかどうか、

○大西委員 この届出制が果して全面禁止への一つの段階であるかどうか、

○大西委員 この届出制が果して全面禁止への一つの段階であるかどうか、

○大西委員 この届出制が果して全面禁止への一つの段階であるかどうか、

○大西委員 この届出制が果して全面禁止への一つの段階であるかどうか、

○大西委員 この届出制が果して全面禁止への一つの段階であるかどうか、

○大西委員 この届出制が果して全面禁止への一つの段階であるかどうか、

○大西委員 この届出制が果して全面禁止への一つの段階であるかどうか、

いたい。そうして幸いに国連の中に原子力に関する一つの機関ができておりますから、もちろんこれは原子力の平和利用に関する機関ではありませんけれども、私はそこをひっかけたのです。この機関において勧告しながらやってもらって、軍縮委員会の方からは、全般の軍縮問題とは違つた問題であるのだから離してもいいというのを述べて、大いにそれで論を推し進めるつもりであつたのであります。ところがそうだからむろんわれわれの提案も、最後にはこれを表決に問うというところまで決心してやつておつたわけでありました。ところが一方に例の今採択された決議ですね。何と申しますか継続審議といったような性質のものが出てきたときに、どうも私は表決にこれを押し果して通るかという非常な不安を抱きました。ということは、われわれと共同の提案をいたしましたノルウェーにしてもカナダにしても、君が表決にまで押すというならばとめはしないよ、こう言うのです。やつてみることも言わなければ、われわれもそれを押すからとも言つてくれない。とめはしないといふのです。共同提案者であつたカナダ、ノルウェーがそういう態度であるものでありますから、ほかの国もやはりその継続審議の方にだんだん傾いていく形勢が出てきた。それにもかかわらずなお私は最後に一つ押そうかと思つたのです。まるで竹やりで最後の決戦をいどむようなはばなしのところをやつてみたいという個人としても思ひました。けれどもそういう悲壮な最後を遂げた日には、そこでポルト・ダウンされた日には、もう何も言えないじゃないかというところに

一步立ち返つて考えたときに、ここで討ち死にして、そうして発言の機会が少くなるか、もしくはなくなるよりも、永久にわれわれは発言する機会を確保するという道を選ばべきじゃないか、こういう考えで代表団で相談いたしました結果、継続審議、今軍縮分科委員会に移り、さらに軍縮委員会に移り、さらに進んではこの秋の総会でもつてもう一ぺんまたこの戦い得るという機会を確保していくことが必要じゃないか、こういう見解のもとに継続審議の決議に賛成したような次第であります。

○大西委員 今のあなたのこの際討ち死にするよりはとおっしゃる判断ですが、やはりこれを断行された方が、結果から言へばよかつたのではないかと私は判断いたします。しかしこういう価値判断は後の問題にいたしました。私の所聞きしたかったのは、あなたが果して通るかどうかというように判断をなさるその状況です。各国の、特に米国の動きがどうであつたかというのを実はお聞きしたかつたのです。しかしこれも時間の関係でここでは申し上げません。ただあなたの方では軍縮小委員会にかかるといふことに、将来また総会へ持つていけるという非常に期待を持つておられるようであります。私はその辺の事情はつまびらかにいたしません、軍縮小委員会に多くの議案があるじゃありませんでしようか。そういう場合に一体どれだけの議案があり、そうしてこの議案がいつごろ審議に付されるか、そうして結論はいつごろ出るか、こういう見通しがなければ、従来の軍縮小委員会のいろいろな議事の運び方を見ま

すると、ほとんどこれは審議終了で、まあ廃案になつたような、たなざらしになるような種類のものが多かつたのではないかと思う。今次の総会で持ち出すと言われましたが、その辺の議事の手続上の問題、見通しはいかがなものでございましょうか。

○澤田説明員 軍縮委員会の方に委譲しました決議の最初に、すみやかなる検討を加えろということをお告ししておりますのであります。その勢頭で日本の提案といふことを入れてくれておるのであります。それで、その決議案を出すときにアメリカの代表団とも話ししました結果、かくのごとくわれわれも日本の提案といふものに重きを置いていたのだ。ソビエトの提案もあり、そのほかの提案もありましたが、日本といふものをここに第一番に出してきています。そうしてこれに対してプロンプト・アクションを与えるということをお告する。これでもつてもわれわれが日本の提案に敬意を表しておるといふことを了解してくれ。これはその委員会においてどうなるかわからぬ問題だといへばそれきりでありませうけれども、少くもアメリカとしてはそれだけのことを言ひまして、その提案をするときに、アメリカの代表がこの委員会でもつてその決議案の説明をしますときに、日本の提案のまことに聞くに値するもののあることを述べて、つまり最初の注意を日本の提案にまず第一に与えろという意味で、ここに例示した中に、日本が一番先に来ているのです。

○大西委員 まことに自信をお持ちのような発言でありますけれども、私は今の説明の範囲では大きな期待が持て

ないように思います。今までのいきさつを見ますと、非常にこれは残念なことであると思います。あなたのお見込みでは、この次の総会において何らかの結論は出せましょうか、どうですか、この点は……。いきさつ等は一応抜きにいたしまして、あなたの見込みを一つ簡単におっしゃつていただきたいと思います。

○澤田説明員 幸いにこの問題につきましては、国連の外においても、やはり日本の提案といふものに耳を傾けるべきではないかというようにことを、ロンドン・タイムス、マンチエスター・ガーディアンも述べておるようなことであります。われわれは外からの世論の高揚に努めて、そうして今度の総会において、私だけの考えでありますけれども、われわれは分科委員会、軍縮委員会がほんとうにまじめに取り上げてくれると思うからこそ、これに賛成するということに賛成したのであります。この結果は何であるかといふことで、今度の総会においてもっと力強い発言ができる、こういうことを私は考えております。

○大西委員 それでは世論の大きな盛り上りをあなたは期待されるわけですね。それから私がもう一つお聞きしたいのは、この一月の十四日にソ連の決議案が出ておりますね。これは日本の国内での世論と、私は表現においては全く一致していると思うのです。重光さんが国連に加盟されましたときの演説におきまして、その他の外交方針におきまして、イデオロギーとか政治体制の問題は、これは問題にせずいくというようなことが述べられておるのですが、私はこのソ連の提案

というものは、その底意をそんたくいたしますれば、いろいろの解釈ができますけれども、私はこの提案で、日本側といたしましては、この問題に限っては完全に利害が一致していると思うのです。私は勇敢にこれに賛成をすべきであつたのではないか、こういう気持ちを今持つておりますけれども、いろいろその奥深い憶測は別といたしまして、あなたは今あいつの提案がこういう運命に立ち至つた現段階において、やはり日本ももつと国民の世論をすなおに聞き、即時禁止の線で単独に提案していくか——そうしてインドなんかの発言を見ますと、インドなんかはむしろ日本の国連におけるあなたの提案については、なまぬるいというようになことを言つております。おそらく私はアジア・アラブの国々の多数の賛成を得られたのではないかと思うのですが、たまたまソ連の提案というものが、私はこれと軌を一にしておると思うのです。こういうことについてやり出す方がかえつてよかつたのではないかといふふうにお考えになりませんか。

○澤田説明員 ソ連の提案につきましては先ほども申しましたように、またお説のように、いろいろあの提案の理由について国連内でも憶測が行われておりました。ただだれもできないものを掲げて、そうしておればやらないけれどもみなついてこないじゃないかという宣伝用に使つたのだというようにことすら言う人もあるのであります。が、根本は先ほど私が申しましたように、ほかの原水爆を所有している国が、実験のデモンストラクションといふこと

に対して、科学がまだ進歩していないから、ソ連の提案に同調できない、どうしてもソ連の提案を表明に付してもポート・ダウンされる運命にある。われわれ日本代表団ではそう見たもので、すから、今の登録制ということに落ちついたわけでありました。

○大西委員 この問題については大いに意見があるのですが、これはあなたに申し上げてもしょうがないからもう一つだけ聞きますが、これは同盟委員にしていたと思いますが、これは新規加盟の問題ですけれども、直接これはあなたとその部門を担当されましたかどうかかわかりませんが、韓国と南ブエトナムの加盟について、この問題は議題になりましたのですか。

○澤田説明員 なりました。

○大西委員 その場合、日本代表はどのような態度をとりましたか。

○澤田説明員 今までのこの国々についての加盟のいきさつがいろいろありまして、そうして……。

○大西委員 簡単にそのことだけでけつこうです。どういう行動をおとりにしたか。

○澤田説明員 われわれはすみやかにこれらの国も加盟国となって、われわれと手を携えてこの舞台に出てくれることを望むということをしました。

○大西委員 それは趣旨はそういうことですが、議事の手続としてはどういう方法をおとりにしたのですか。この二つの国が新規加盟の提案をされたときに賛成をされたのですか、それとも米国その他がこれらの新規加盟ということに對して申請をしたときに、その署名国となられたのですか、これはどうですか。

○澤田説明員 これはただ賛成しただけであります。

○大西委員 賛成しただけで間違ひはございませんですか。その提案国になつたのではございませんか。

○澤田説明員 共同提案国になりました。

○大西委員 そうでしょう。あなたは間違つておることを言われた。

○澤田説明員 私はそれに出なかったもので、すから、どうも大へん失礼いたしました。

○大西委員 そうしますと共同提案国になつたわけですね。それは本国の政府の訓令に基いたのですか、それとも出先の判断で、そして事後の承諾を求めたのですか。

○澤田説明員 ちろん本国の訓令に従つてやりました。

○大西委員 私の承知しているところでは、十一総会に対するわが国の態度という訓令が出ております。

それによりまして、分裂している国はその分裂したものを固定化させるおそれがあるから、これに対しては審議は延期を第一とする、こういうふうに言つて、そうしてもこれらの国々が表決に付された場合には、韓国、ブエトナムに対しては賛成、それから北朝鮮、北ブエトナムには反対する、こういうふうにして、賛成というだけの訓令であつたと思うのですけれども、あなたのお答えは提案国となれという訓令であつたというふうにお答えでありますか、私はこういうことを一応資料として申し上げて、なお、前の確認を求めておきます。そうしてこの問題はまた後ほど大臣に質問をいたします。

○澤田説明員 原則令はそういうふうでありましたが、あの発言をする前に電報でもつてあの加盟委員会における日本委員としては次の通りの発言をせしむるということを経験いたしました。その訓令によつてやつたものであります。

○須磨委員長代理 岡長一君。

○岡委員 それでは、あらかじめ政府にお願ひしておきますが、ぜひとも、この国連のわが代表から、原水爆の共同決議案の提出についての請訓並びに訓令の内容、これを一つ書類をもつて一応御提出をお願いいたします。

そこで澤田さんにお尋ねをいたしましたのでありますが、この問題は別に澤田さんをきめて、責任を追及しようというわけでお呼びしたわけではなく、いのであります。ただ原水爆の問題は、大きな最高の国策とも申すべき問題でもありますので、特に初めて加盟したわが国が国連において、しかもあなたを中心としてお取扱ひになった経過と、できたならばあなたの率直な所信を承わりたい、こう思つておるわけでありました。

そこで一番最初に、澤田さんは御存じだと私は思つておりますが、昨年二月衆参両院では原水爆の実験禁止の要請を決議いたしております。しかもこれは国連を通じて関係各国に通達するという手続を外務省でもとつておるわけでございますが、そういたしましたものと、今度のいわゆる登録等を含む決議案の内容というものは全くこれは一致しないものになってくるわけなのです。ここに私も一まつ疑義を持つておるものであります。この点を簡潔に明らかにしていただきたいと思ふのであります。

○澤田説明員 先ほども申し上げました通り、即時全面の撤廃ということがわれわれの終局的な目的であるというところは、私もあそこ述べまして、これを述べることは、日本国民全体に対する自分の義務であると信ずるというふうにして述べたのであります。それは先ほども申しました通り、究極の目的はそこにあるけれども、どうもそれではみんなが動いてくれぬというところでもつて、手をつけ得るところからいこうじゃないか。それだからして原水爆実験というものを認めるとか認めぬとか、そんなことにちつとも触れないで、できることからやろうじゃないか、またさういふ中では、そこでやることによつて被害を僅少なにするためにやる前にはこれを届け出る、やつたあととはみんなこれを検討して報告するということ、この人命に対する、また今は放射能の降下物が人命並びに健康に危害はないとしても、この間の原子学者の発表によりまして、十年後にこれが蓄積されてどこへ落ちてくるかわからない。われわれの次の世代に対するわれわれの責任からいっても、まず手をつけ得るところからやろうじゃないか、こういうつもりであれをやつたのであります。

○岡委員 一月の七日にクリスマス島で一連のメガトン級の、しかも高空爆発による水爆の実験をやるということが西大使に発表されております。そこで十八日に共同決議案に参加して提案をしておる。その内容は、言つてみれば現在のところはやるなど言つてもいい方がないから、一応実験はよくないものとして認めるという態度を国連

で表示したものと考えられます。そうして三十日にはクリスマス島をやめてくれ、こうも言つておるわけですが。これは私も率直に言つて、原水爆に対する対策の態度について首尾一貫を欠いておるのじゃないかというふうに思ふのですが、この点は澤田さん、いかがでありますか。

○澤田説明員 この点は一つ政府に確かめていただきたいところでありまして、私はあの場合には認めるとか認めぬとか言わぬで、できるだけやろうじゃないかこれに至急であつたもので、すから、それでいったのです。そのあとの矛盾しているとか矛盾していないとかは政府に一つ……。

○岡委員 私の質問の的が澤田さんではなかつたわけでありまして、いづれまたあらためていただきたいと思います。

そこで結局この提案は、現在のところでは余儀なきものとして一応実験は認める。しかし段階的に、終局的には全面的な禁止にまでいきたいものであるというところでございます。そこで登録をする、さうでなければ今直ちにやめろといつても、やめてくれないのだ、こう判断をせられたその基礎は、どういふ事実についてなのですか、これを簡潔にお願いしたい。

○澤田説明員 それは今までのいきさつからいまして、単に軍縮の関係のみならず、世界が二つの陣営に分れて、さうして冷たい戦争を繰りつております結果、どっちともそこに突っぱりを持つてとても賛成してくれないというので……。

○岡委員 その点わかりますが、外務省からいただいた資料によりますと、

この原水爆に対する大國の意思というものは、私は非常に変化してきておると思うのです。一月の十四日に、冒頭米國代表が提案をいたしておりました、その中でも有効な國際的監督のもとに將來生産される核物質はすべて平和目的に云々され、しかもこの協定が成立し実行されるならばあらゆる原子核実験は制限し、終局的にはこれを中止する。こういう提案をしておるわけです。そこまでは先ほど大西君も言われたような提案をいたしておるわけですが、いざ原水爆の実験に対する少くとも米ソ兩大國の態度は、実験をやめようという方向に向つて原則的に一致しておるわけですか。こういう情勢の中で、大國だから今言うてもなかなかやめてくれないうから、一応登録制ということとは、特に日本の國のいろいろな原水爆との関連からいまして、なぜ登録ということで大きく退歩しなければならなかつたか、その意味がわからないうのです。情勢はここまで進んでおるのじゃないでしょうか。

○澤田説明員 たいだいま申しました、これは一般の國際情勢、政情ということからも考えなくてはならぬことであつたのであります、そういう全般的な比較衡量した結果、やはり私たちのとつたところが最も實際的であつて実現し得る道だ、こう信じてやりました。

○岡委員 今度この取扱いは、この共同決議案に参加されたという態度は、結局大國がなかなか承知しないだろうという大國の意思にいわば迎合しておるという傾向である。これは國民の大きな不満ではないかと私は思うのです。こういうことはあなたに申し上げても何でございませうが、それ

では登録とは一体何をすることですか。○澤田説明員 それはこの國連に特定の機關——今あります原子力機關を用いるかどうか、特定の機關を設けて、それに実験の日時、あるいはそれに用いる原水爆の強弱の量とか、そして危険を防ぐためには、これの範圍には立ち入つては危険であるというようなことを、試験國の判断によつてそれを要する届ける。それによつて現在何らそういう予告も届出もなく、ばんばんやつておるところがあるわけでありまして、かつ、いつの間にかやつておつたということがあるので、その届出があれば、そのときにはそれに対する被害を受くべき國は、被害を僅少ならしむるための予防手段を講じ得る、こういうことが出来るわけですか。

○岡委員 そうすると登録制を採用すべきであるというこの提案の内容は、結局いつどこで水爆の実験をやるか、まどのような規模のものをやるか、またどのような方法でやるかということとを國連に通告をするということとでございませう。そうすれば昨年あるいは四年前にビキニやエニウェトクでやつたときには、どこで、いつから、どういう規模のものをといたことは一応知らせておいておるわけですか。クリスマス島のごときは、通告を見ると、実に厳密に知らせておいておる。こういう手続をとつてくれというところでございませうか。

○澤田説明員 あれが成立しましたあとで、その詳細についてはさらに相談しようということとは、ノルウエー、カナダとも話をしておつたところでありませうが、大体において今のお話のようなことを考えておりました。

かとかロシアという考え方もものを言ううのではないので、これは最も根本的な人道上の問題だと思つてたのだしておるわけですか。そこでソビエトは無警告でやつておられます。去年の八月から五回もやつておるというところであります。ところが米英は事前に規模から、時日から、危険區域の範圍から方法までも通告をしておる。米英はそれをやつておるが、ソ同盟は無警告でやつておるから、ソ同盟も事前に通告しろ、これがこの登録の具体的な内容になつてくるわけですね、こういう趣旨でございませうか。

○澤田説明員 それは今申しました通り、決議成立の上で、直接被害をこうむると見るべき近接國のみならず、今のお話の通り、これは人道上の問題である。私をして言わしむれば、これは子々孫々に対するわれわれの責任の問題である。今後十年か十五年後にその降下物によつてどういふ被害をこうむるかかわからぬということとは、これは全人類が危険にさらされておる問題であるといふことを言つておりました。がゆえに、ほかの國からもいろいろその登録についての注文も出てくると思ひます。そういうものを総合して詳細なことは考へておりました。

○岡委員 問題はその登録ということとを具体的にうたわれた以上、登録とはいかなるものであるかといふことがはつきり具体化されなければならぬと思ふのです。問題は、ただ、どこで、いかなる方法で、いかなる規模のものをやるかといふことならば、すでに英國のごときは実にここまかに伝へておるわけですね。ただ無警告でやつておるのソビエトです。これはまことに

けしからぬ話だから、ソビエトも自國の領土内でやるのだからよからうといつても、そういうことは承知がでないから、当然知らすべきだと思ひますが、しかし登録といふものが、單に、いつ、どこで、いかなる規模のものを、いかなる方法で、いつからいつまでやるのだといふこと以上に具体的なものがなければ、登録は何も意味のないじゃありませんか。登録をしてどんなやられたらそれまでです。登録が禁止への一歩前進になるということとは考えられないのじゃないでしょうか。

登録とはいふいろいろな知恵が出てくるというが、どんな知恵が出る見込みですか。決議案として出した以上、登録とは具体的にこのようなものではないか、ならないといふくらいな確信がなくては、この重大な問題についての、しかも世界から關心を受けておる日本の提案としては、私は權威が伴わないのじゃないかと思ふのです。これは何もうあなたに責任を云々するのじゃないのです。それは一つ率直に……。

○澤田説明員 原子科学の進歩については、われわれの判断を許さないような歩調をもつて進んでおるのであります。今ここでこの登録をすれば、その危険の予防が十分であると思つても、すぐそのあくる日からそれが科学の進みに沿わないものになつてくる。そこで一応は今の実験の規模とか範圍とかやり方とかいふことを思ひついたりして、その次にあつたのです。その結果を各國が注意して、その結果についての調査の報告を國連に出す、そこに重きを置いて、そうして科学の進歩に順応していくということでありませう。

○岡委員 そこで次の提案の核心は國連の事務局長あるいは國連の科學委員會に放射能の推移を調査せしめるという提案が次の提案だということになつてくるのですけれども、これはやつておるのじゃないですか。すでに國連は去年の三月、第一回の國連科學委員會が開かれて、日本の代表も十五カ國の一員として出た。去年十二月には第二回の國連科學委員會が開かれて、何が一番おそろしいか、ストロンチウム九〇とセシウム一三七だ、これが大氣中、あるいは海洋中、植物の中にどういふふうに分布し、それがどういふ程度まで蓄積されればあふないのか、どこまで人間のからだに耐えられるのか、といったことは、日本はストロンチウム九〇の調査の大きな責任を背負つて、日本の學者は全部出しているのです。この四月にはそれを國連に出すのです。そういうことで、何も今から提案して國連科學委員會を依頼してもらわなくても、國連科學委員會はちゃんとやつておるのです。そしてこの國連會でその中心の都築博士のごときは、今日びしゃつと水爆の実験をやめれば、十年後には大體人體に故障を起すようなストロンチウム九〇の蓄積はないだろう。しかし今日のような比率で水爆実験が行われるということになれば、十年を経ずして、特に日本の場合、ストロンチウム九〇の蓄積は、日本人の骨の耐容量を越えるだろうと言つておる。もうやつておるのです。結論が出てしまつておるのです。今さら何のために科學委員會を依頼して、何の調査をやるのですか。

(須磨委員長代理退席、委員長着席)

○澤田説明員 たいだいできております。原子力委員会は、原子力の平和利用という趣旨のもとにできておるものでありまして、ことに原子兵器の実験などについての調査報告というところまでは権限が及んでいないのであります。

○岡委員 そうではありません。それは昨年三月の十四日から二十三日まで、ニューヨークで開かれた最初の科学委員会の決定にちゃんと書いてありますよ。人為的にいわれる放射能灰が出る。この放射能灰が大気や、海洋やその他を汚染して、人体に対して影響を与えるということについて、この科学委員会参加各国は手分けをして調査しようというところを、科学委員会ではっきり書いてある。しかも科学委員会は国連の機関なのです。国連の機関としての科学委員会は、放射能灰について至急に調査してデータを出せというので、お互いにどういう方法でデータを出すべきかというのを打ち合せてのが十二月です。それに基いて日本ではもうちゃんとデータを出してきている。ですから第二段のいわゆる大使のこれが提案の核心と言われているものはとくになされて、しかもわが国がその大きな責任を背負って、しかもきわめて優秀なデータをこの四月に出そうとしているのです。

○澤田説明員 原子力委員会でそういうことを言うてはおりますけれども、これは総会の決議でもって各国が自分の義務として積極的に出すということとろまでは行っていないのです。そこでわれわれは、これを今度は総会の決議として、各国が人道上の見地から進んで研究資料を出すということを総会で

決議する、そこまで行くつもりだったのです。

○岡委員 この科学委員会は国連の機関です。そしてこれは一昨年のスイスのジュネーヴの原子力平和利用会議から出発したもののなのです。国境を越えた世界の科学者の良心が、国連はこういうものを設けて、そして放射能については自然放射能もあれば人為的なものもあり、特に核実験がやられれば、放射能灰によって成層圏から海洋まで汚染される。これに対して国連は精細な調査をして資料を出すべきじゃないかということ、国連の総会の決定でやっているのです。また何をやるのですか。この科学委員会を擁護するということはやっているじゃないですか。その辺十分な御意思がわかりませんが、私もスイスの会議にもオブザーバーとして出席しておる立場から見ますと、同じことを、言わねばならぬことを言っておるのじゃないか、これがこの提案の核心だとおっしゃると、私は多少異論を申し上げたくなるのです。

○澤田説明員 私の解釈したところでは、今までのでは、科学委員会での申し合せというものは、これを強行させるだけの力がないと思つたものでありますから、今度の総会の決議をもって、各国が義務としてそれを調査したところを報告するというのを決議でやっていく、こういうつもりだったのであります。

○岡委員 しかしこれは四月に報告をされて、十年後にはあふないという結論が出たら、国連だってそんなものをうっちゃっておくわけではないし、日

本では結論は出ておる。ですからこの共同提案の内容なるものを見ると、前者においても後者においても全く手ぬるいと思ふわけでありまして、そこでそういうような事情から見ますと、いわゆる登録制というものはいつ、どこで、いかなる規模で、いかなる方法で、いつからいつまでやるか、これも実質的に国連代表が現場に立ち合う、そこまですれば登録というものは非常に大きな意義を持つでしょう。しかし御存じの通り、英国でもアメリカでもこの水爆の秘密というものは極刑をもって報いられておるのですから、国連の代表が現場に立ち合うなどということはできっこない、全く不可能なことなのです。そうすれば現在アメリカや英国がやっていることを同盟国や

無警告でやっちゃいけない。いま一つは、科学委員会を擁護して調査をさせるといふことですが、科学委員会はすでに調査を開始し、結論を出しておる。日本の科学者は十年後はあふないという結論を出し、四月には報告しようというところになっている。そうしてみればこの決議案というものの内容は、率直に申し上げると無内容なものじゃないかと私は思ふのです。結局残るところは、ソビエトがまだ無案内です。やっておるから、これはけしからぬから一つお前の方も関係各国に通告しろ、こういうようなことになる。この決議案というものの内容は、実質的にはそこしかないということですね。私はこれもあなたと議論になるから申し上げませんが、しかし澤田さんもヒューマニストとして非常に名立たる方ですから、これははつきりあなたの御趣旨

を承わりたい。英国に対する再度の中止の要請を見ましても、日本の要請書の中では人道のため、人類の福祉と安全のためということ三回も短かい文章の中に書いておる。人道のため二度と原水爆の被害を他の国民に味わせない、こういう人道的な立場から書いておる。そこでそういう立場からわれわれが原水爆の禁止を訴えるという場合、大が言ふことを聞かないから一時やることも余儀ないとしてあきらかにすることは、人道の立場から許されないのじゃないでしょうか。人を殺すことはいけない、しかしそういっても聞かぬから届けた上で人殺しをしろなんていうことは、これは国の政策として、功利的なもの、打算的なものならば――ベリス・アップの問題ならば二千万とか千五百万とかいう問題にもなるのでしようが、しかしこういう問題を少くとも人道主義の立場から、しかも二度ならず三度ならず大きな犠牲を浴びた日本として、大きく全世界の世論の先頭に立とうという意気込みがあるならば、やはりオール・オア・ナッシングじゃないでしようか。政策という立場からならば別でしよう、しかし私は人道という立場に立つならば、オール・オア・ナッシングだと思ふのです。これは別に国際人として、またヒューマニストとしてのあなたの責任を追及しようというのではないのですよ。しかしこういうような提案の内容を調べてみると、取りとめがない。また現にやっていると重複しているにすぎない。実効というものは、ただソ同盟が予告をしろということとを要求したにすぎない内容である。しかも知られていけばどんどん蓄積されて、人

体に障害を及ぼすという形になってくる。内容はないのです。こういう問題は、人道の立場ならばオール・オア・ナッシングでやめろと言つて、大が言うことを聞かなくても迎合する必要はないと思ふのです。こういう点はどうなのでしょう。率直な御意見を伺いたい。

○澤田説明員 この間の日本代表団の行った措置についての私の気持は、るる申し上げた通りであります。今伺いました日本の提案の内容に非常に欠陥があるということ、さらに人道の見地から、力強くいけば敗れようというところという御意見も、大へん私参事になる御意見だと思ふので、政府にも私からもそういうことを伝えましようし、今後も私がいかなる形かにおいてこれに携わるようなことでもありますれば、ただいまの御意見を十分尊重してやっていくようにいたします。

○岡委員 いろいろ私もお教を願いたいこともたくさんあるのでございませうけれども、もう本会議も始まつておりますし、採決の本会議だそうでございますので、まことに私も不本意ですが、これで質問をやめたいと思ひます。先ほどの資料は一つお出しを願いたい。

○井上(清)政府委員 先ほど岡委員から、先般の国連総会におけるわが国全権に対する訓令を公表せよという御意見でございましたけれども、遠い先は別といたしまして、ただいまのところ、対外的な関係から差し控へさせていただきます。次回は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十二分散会

〔参照〕

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めるの件に関する報告書

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十二年三月十五日印刷

昭和三十二年三月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局